

## 令和4年2月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和4年2月28日(月)午前9時30分から午前10時45分まで

場 所 相模原市役所 第1特別会議室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第1(議案第8号) 相模原市教育委員会人材育成方針の策定について(教育局)

日程第2(議案第9号) 相模原市教職員のライフステージにおける人材育成指標の変更について(学校教育部)

日程第3(議案第10号) 相模原市教員のライフステージにおける人材育成指標(公立幼稚園教諭)の変更について(こども・若者未来局)

日程第4(議案第11号) 相模原市立中学校部活動指針の改訂について(学校教育部)

日程第5(議案第12号) 相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について(教育局)

日程第6(議案第13号) 相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則について(教育局)

日程第7(議案第14号) 相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則及び相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について(教育環境部)

出席した教育長及び委員(4名)

教 育 長 鈴 木 英 之

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 白 石 卓 之

欠席した委員(2名)

委員 岩田美香  
委員 宇田川久美子

説明のため出席した者

教育局長	杉野孝幸	教育環境部長	井上隆
学校教育部長	細川恵	教育局参事 兼教育総務室長	兼杉千秋
教育総務室総括副主幹 (総務企画班)	的場秀剛	教育総務室総括副主幹 (人事給与班)	境賢
教育環境部参事 兼学校保健課長	鈴木一広	学校教育課長	松本祥勝
学校教育課担当課長 (企画指導・支援班)	三谷将史	教育センター所長	宮原幸雄
教育センター担当課長 (研究・研修班)	奥津光郎	こども・若者未来局参事 兼保育課長	遠山芳雄
保育課副主幹	遠田里美		
事務局職員出席者			
教育総務室主任	島崎順崇	教育総務室主任	高橋亮

午前 9 時 3 0 分 開会

## 開 会

鈴木教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 2 月定例会を開催いたします。

本日の出席は 4 名で、定足数に達しております。

なお、本日岩田委員及び宇田川委員より欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、白石委員と私、鈴木を指名いたします。

### 相模原市教育委員会人材育成方針の策定について

#### 相模原市教職員のライフステージにおける人材育成指標の変更について

#### 相模原市教員のライフステージにおける人材育成指標(公立幼稚園教諭)の変更について

鈴木教育長 それでは、これより日程に入ります。

はじめに、日程 1、議案第 8 号「相模原市教育委員会人材育成方針の策定について」から、日程 3、議案第 10 号「相模原市教員のライフステージにおける人材育成指標(公立幼稚園教諭)の変更について」までは、それぞれ関連がありますので、事務局から一括して提案説明を行い、審議した後、個別に採決を行います。

それでは、事務局より説明をいたします。

兼杉教育総務室長 それでは、議案第 8 号につきましてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市人材育成基本方針の改定を踏まえ、同基本方針の部門別方針として相模原市教育委員会人材育成方針を策定いたしたく、提案するものでございます。

別紙の 1 ページをお開きください。

はじめに、本市におきましては、「相模原市人材育成基本方針」に基づき人材育成を進めてきたところでございますが、本市の総合計画である「未来へつなぐ さがみはらプラン」を推進し、直面する課題の解決に向けて対応できる職員を育成するため、令和 3 年 5 月に市基本方針を改定いたしました。

改定後の市基本方針におきましては、職員一人ひとりが行政のプロフェッショナルとして活躍するために、「目指す人材像」として「未来想定思考で自律的に動く職員」を掲げ、「人が育ち、人を育てる組織風土」づくりを進め、キャリアビジョンを描きながら職務を遂行できる職員の育成を目指しております。

相模原市教育委員会におきましても、この基本方針の改定の趣旨を踏まえまして、教育委員会の所管に属する職員としての目指す人材像や、必要な資質・能力などを定めた「相模原市教育委員会人材育成基本方針」を策定いたします。

おめくりいただき、2ページをご覧ください。

位置付け・対象等ですが、本方針は、市基本方針の部分別方針として位置付けまして、その対象者は、教育委員会の全ての職員といたします。

事務局等の職員も学校の職員も、同じ教育委員会に所属する職員でございます。同じ理念のもとに人材育成を推進することで、各職員がそれぞれの専門性を生かしながら協力し合い、お互いが相乗効果を発揮できる組織を目指します。

なお、これまでは、教育委員会の事務局等の職員を対象といたしました「教育局人材育成方針」と学校の職員を対象といたしました「学校人材育成方針」の2つの方針を定めておりましたが、これらの方針は廃止をし、本方針に統合するものでございます。

本方針をもとに教育委員会としての人材育成を推進するとともに、子どもや地域のため、そしてその未来のため、本市教育政策の一層の充実に努めるものでございます。

続いて3ページをご覧ください。

目指す人材像につきましては、教育委員会の役割や、市基本方針の目指す人材像である「未来想定思考で自律的に動く職員」を踏まえ、「子どもと地域の未来に向けて伴走する職員」としております。

教育委員会の職員は、子どもや地域のあるべき未来を想い、考え、寄り添いながら未来に向かう人材であってほしい、本市の教育が目指す人間像である「共に認め合い、<sup>いま</sup>現在と未来を創る人」を自ら体現する人材であってほしいという思いを込め、設定したものでございます。

おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。

教員につきましては、学校におけるその役割を踏まえ、「目指す人材像」に加え、「目指す教員像」を「教育愛にあふれ社会の中で学び続ける教員」といたしました。

現行の学校人材育成方針に記載のものから変更はございません。(1)の人間性豊かな教員、(2)の信頼される教員、(3)の指導力向上に努める教員の3点と併せまして、引き続き、本市の目指す教員像としております。

教員は、学び続ける存在であることが従来から強く求められており、教員自身が常に最新の知識技能を学び続けていくことが必要であるとともに、主体的に学び続ける教員の姿

は、児童生徒にとって重要なロールモデルになるものと考えております。

続きまして、5ページをご覧ください。

目指す人材像の実現に向け、一人の社会人として、また教育に関わる公務員として、教育委員会の職員が身に付けることが必要な資質・能力を掲げております。

最初に、1、各分野、各職種に共通のもの、(1)社会人としての基礎的資質・能力といたしまして、この後ご説明いたします人材育成指標と同様に、人間性、社会性、自律性、危機管理の4点を掲げております。いずれも社会人として当然のものにはなりますが、一番の基礎ということで最初にお示ししております。

おめくりいただきまして6ページをご覧ください。

(2)人権の尊重につきましては、自身の大切さとともに他の人の大切さを認め、一人ひとりをかけがえのない個人として尊重して行動するとし、(3)コンプライアンス意識につきましては、教育に関わる公務員であることを自覚し、コンプライアンスを遵守しております。(4)専門性と協働につきましては、自身の専門性を発揮しつつ、共に認め合いながら、他職種と協働し、学校地域が連携した取組を実践することができることといたしまして、(5)広い視野と学びにつきましては、広い視野をもち、様々な課題を自分事として捉え、柔軟性をもって社会人として学び続けるとしております。そして最後に、あるべき未来を見据え既存の概念にとらわれることなく、課題解決・施策、企画の立案をすることができるとしております。

続いて、7ページをご覧ください。

分野別、まず学校教育分野において必要な資質・能力といたしまして、大きく2点ございます。

まず、子どもや保護者、地域の立場で考えるとともに、学校教育における目標と課題を共有し、他職種と協働しながら教育環境の質を高めることができる。そして、働き方改革の視点を持ちながらICT環境を活用した「新たな時代の学校」の創造に向けた改革に取り組むことができるといたしました。

その下の部分ですが、学校教育分野におきましては、特に多くの職がそれぞれの役割を果たしながら1つの学校を運営しているということから、それぞれの役割を踏まえ、職種ごとに必要な資質・能力をお示ししております。

まず、(1)教員でございます。詳細につきましてはこの後ご説明いたします人材育成指標において規定いたしますが、共通する主な事項として表のとおりお示ししております。

おめくりいただきまして、8ページをご覧ください。

(2)指導主事につきましては、専門職員としての知識・経験を生かしながら、学校に対し適切に助言・指導ができる。(3)学校事務につきましては、学校職員の一員として、それぞれの強みを生かしながら、円滑な学校運営に資することができる。(4)の栄養士、管理栄養士につきましては、食に関する専門職としての知識・経験を生かしながら、子どもの目線に立った効果的な食の指導に資することができる。(5)技能職員につきましては、技能の研鑽を行い、学校教育の安全・安心を支える役割を全うできるとしております。

続きまして、3、社会教育分野において特に必要な資質・能力といたしまして、大きく2点掲げております。

それぞれの立場から専門性を発揮し、社会の変化や地域の学習課題、市民ニーズに適切に対応した施策、企画の立案ができる。

地域の人材や資源をコーディネートし、専門的技術的な助言・指導を行うことで地域住民の主体的な学びを促すことができる、としております。

その下の囲みの部分をご覧ください。

現場に必要な視点、事務局の役割といたしまして、分野の違いではなく、各現場と事務局の違いという観点から、それぞれ必要な視点等を記載しております。

学校や公民館などの教育機関の職員にあっては、子どもや市民と直接関わる者としての自覚を常に持ちながら業務を行うことが特に重要であり、また、事務局職員にあっては、教育行政全体を俯瞰する立場から、それぞれの専門的な知見を生かしながら事業に取り組むことが特に重要としております。

続いて9ページをご覧ください。主な取組についてでございます。

1つ目として、職員が互いに尊重し、認め合う職場づくりを掲げており、職員同士の相互理解、多職種や他の教育機関等との連携を促し、自所属以外の業務への理解も深めるよう努めるなどとしております。

続いて、主な取組の2つ目といたしまして、各職員の専門性を掲げており、専門研修の実施や、資格取得に加え、組織としての専門的な能力や職員の意欲向上に向けた仕組みについて検討・導入することとしております。

おめくりいただきまして、10ページをご覧ください。

主な取組の3番ですが、土台となる各職員の基礎力を高めるとし、本市教育施策全体に対する理解が深まるよう「教育振興計画」を基にした研修の実施や、各所属における〇」

Tの推進などを掲げております。

最後に取組期間でございます。

市基本方針の取組期間及び教育振興計画の計画期間を踏まえまして、令和9年度までを目途としております。

細川学校教育部長 続きまして、議案第9号につきましてご説明申し上げます。

本議案は、「キャリアステージにおける人材育成指標」として再構築するため、『相模原市教職員のライフステージにおける人材育成指標』を変更いたしたく、提案するものでございます。

詳細につきましては、教育センター所長よりご説明申し上げます。

宮原教育センター所長 それでは、議案第9号につきましてご説明申し上げます。

資料をおめくりいただきまして2枚目別紙、相模原市教員のキャリアステージにおける人材育成指標の1ページをご覧いただきたいと思っております。

1、趣旨でございますが、本市においては、教育公務員特例法の一部改正に伴い、平成30年2月に教員のライフステージにおける人材育成指標を策定し、令和2年3月には、養護教諭、栄養教諭に係る指標を追加いたしました。

今回、教員の採用時の年齢や採用以前の経験値が多様化している本市の実態を踏まえ、「キャリアステージにおける人材育成指標」として再構築することとし、教員養成を担う大学等と構成する協議会において協議し、文部科学省が策定した指針を参酌しつつ、教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るため、本指標を変更するものでございます。

2の目的でございますが、本指標は、児童及び生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善など学習指導要領の趣旨を実現するために必要とされる資質の向上を図るために、教員が職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確にすること、教員が担う役割が高度に専門的であることを改めて示すこと、より高度な段階への成長を教員に促すための目安を体系的に示すことを目的としております。

1枚おめくりください。A3の資料をご覧ください。

変更後の相模原市教員のキャリアステージにおける人材育成指標でございます。教職員を教員といたしましたのは、先ほどの教育委員会人材育成方針を検討するに当たって整理し、学校事務職員、教育委員会に所属する栄養士、管理栄養士、学校技能員といった教職員の人材育成につきましては、教育委員会人材育成方針の中で掲げるものとし、教員の人

材育成指標については、法で求められているとおり教員のみを対象とすることといたしました。

ライフステージをキャリアステージといたしましたのは、教員の採用時の年齢ですとか採用以前の経験値が多様化している本市の実態を踏まえまして、経験年数によって研修を受講するイメージのライフステージではなく、自身の経験と指標のキャリアステージを照らし合わせて自分自身の位置を自覚し、主体的に研修を受講し、自ら学び続ける教員を育成したいという願いで変更いたしました。

また一番左にございます、めざす力の一番上のところに、キャリアステージのどの時期であっても必要な資質・能力を社会人としての基礎的資質・能力として人間性、社会性、自律性、危機管理の4領域を新たに設定いたしました。

キャリアステージの一番右上、自己実現期につきましては、今まで円熟期とし、対象が総括教諭や管理職であったところを、中堅教諭等資質向上研修が終了した後、総括教諭や管理職でなくとも教員である限り、学び続ける姿勢を保つ必要があり、自分の立ち位置を確認できるための指標を設定するため、発展期以降の対象を広げて自己実現期といたしました。

遠山保育課長 続きまして、議案第10号につきましてご説明申し上げます。

本議案は、提案の理由にもございますとおり「キャリアステージにおける人材育成指標」として再構築するため、公立幼稚園教諭を対象とした相模原市教員のライフステージにおける人材育成指標を変更いたしたく、提案するものでございます。

資料にはございませんが参考に申し上げますと、公立幼稚園の運営に係る事務につきましては、教育委員会の権限に属するものでございますが、補助執行に関する規定によりまして、こども・若者未来局保育課で事務を所管しておりまして、私から説明をさせていただくものでございます。

また、本市の幼児教育、保育の状況でございますが、本市には現在、民間も含めまして認可保育所が101園、認定こども園が63園、いわゆる幼稚園が23園などとなっております。

その中で今回変更いたします指標の対象となります公立幼稚園は2園でございます、教員につきましては合計7人となっております。

それでは、資料にお戻りいただきまして、別紙の1ページ、1の趣旨から5の指標の構成まででございますが、小中学校教員の指標と同様でございますので、説明は割愛をさせ



ていただきます。

次のA3の相模原市教員のキャリアステージにおける人材育成指標(公立幼稚園教諭)をご覧いただきたいと存じます。

主な変更の内容でございますが、大きく3点ございます。

まず1点目、表題でございますが、教員の指標と同様に、ライフステージをキャリアステージに変更したこと。それから2つ目、これも同様になりますけれども、左上のところの社会人としての基礎的資質・能力につきましては、キャリアステージのどの時期であっても必要なものとして設定をしたこと。それから3つ目は右側の上部になりますが、発展期以降の対象を広げまして、かつ円熟期を自己実現期と改めたものでございます。

これらの変更の理由につきましても、小中学校教員の指標と同様でございます。

また一番左側の縦に書いてございますが、教員に求められる資質・能力のうち、一番下の保育実践力の部分につきましては、幼稚園教諭独自の項目となっております、健康・安全管理力、子育て支援力、遊びの指導力の3つの領域をお示しし、所要の改正を行うものでございます。

また、最後にちょっと資料以外の内容でございますが、公立幼稚園につきましては、来年、令和5年4月にふじの幼稚園と日連保育園を統合いたしまして、仮称藤野こども園を設置すること。また、もう1つの幼稚園でございます城山幼稚園につきましても、児童数の減少に伴い廃止することから、今回、改正をお願いいたしますこの指標につきましては令和4年度までとさせていただきます、令和5年度以降は、同様にここで改正をいたします保育教諭、これは認定こども園の先生方を対象にという、この保育教諭の指標をここで同様に改正をいたしますので、ここに統合する予定で考えているところでございます。

以上で議案第8号から議案第10号までの説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 仕事も人間もそうなのですが、やはり目標を設定して、それにあつて自らを高めていくということはとても重要でありますので、こういった指標であるとか、目標というのは非常に有意義であるなど。かつ、それぞれの人材の育成に向けてうまく使っていただけたらと思います。

ちょっと質問なのですがけれども、1つは、これを設定したけれども、実際にそれぞれの

職員であるとか、先生たちにどのようにこれを周知、PRするのか。

あともう1つは、キャリアステージとなるとかなり自分自身の置かれている位置、先ほども説明がありましたけれども、位置を正確に把握しないとそれに見合った研修であるとか、力がつかないかなと思うのですけれども、そういった例えばカルテみたいな、そのようなことでより実効性のある施策にする。こういう工夫がありますよというのを教えていただけたらありがたいです。

奥津教育センター担当課長 今、ご意見いただきました、目標設定が重要であるということ、教育センターでも承知をしております、先ほど説明のありました教員養成を担う大学等と構成する協議会として、相模原市教職員育成推進協議会というのがございます。

その中で、昨年度の反省の中に、今までも指標があったのだけれども、現場になかなか周知し切れていないのではないかというご意見がございました。さらに周知すればいいというものではなくて、これをいかに活用するかが鍵であるということが、そちらの協議会で話題になったことでございます。

これらを踏まえまして、今年度の同推進協議会において、まず考えたことは、1つはPRの部分でございます。これを推進協議会の中にも小学校、中学校の校長先生の代表がいらっしゃいますので、その校長先生方と情報を何度も共有させていただきながら話を進めてまいりました。そして、相模原市に即した、学校現場に即したものになるよう意見交換を重ねながら進めてきたところでございます。

具体的には校長会の中でも、何度もこういった説明をさせていただいているとともに、今、1人1台のタブレットPCを先生方にお配りさせていただいておりますので、このタブレットPCを活用して、先生方一人ひとりが常に自身の指標を基に確認できるようにしていこうと思っております。

それから、カルテのようなものということで例示いただきましたが、先ほどご確認いただきましたA3指標、こちらを校長等が年度の初めに職員面談を行う際に、先生方一人ひとりと対話を通して、今の自分の立ち位置はどこだろうかと語りかけていただきながら、先生方自身に気づきを促すようなことをお願いしたいと思っております。

また次年度、令和4年度については、この指標をさらに細分化したチェックリストのようなものを中堅の、発展期に当たる採用11年目の先生方を対象にまずは試験的にやろうと思っております。そこで11年目を迎えた先生方の様々な声や学校管理職等の声を受けながら来年度1年間、相模原市に合ったものをよりブラッシュアップさせていただき、令和

5年度には、全てのキャリアステージにおける先生方にいわゆる自分のカルテのようなもの、タブレットPCを活用していつでも確認できる、そのようなものを作り上げていきたいと考えております。

小泉教育長職務代理者 先ほども申し込んでいたのですが、やはり実行性のあるというところでいけば、とにかく自分の今、能力がどうであるとか、もちろん自己評価もそうであるし、相対評価もあるだろうし、例えば管理職からのというところで、やはりこれはそういう機会はできるだけもっていただくということ。

あわせて、これは人事評価との関係も出てくるかなというところもあります。さらに、タブレットというところでいけば、今、特に先生方も若いですので、そういったところでチェックするというのは、非常に有効的で、なおかつそれに見合った研修がセレクトできるような、総合的に構築していただくとよりいいのかなと感じました。

白石委員 幾つか質問をさせていただきます。

今、学校の先生方の自分の立ち位置と道標としてどういうふうに活用していくのかというお話がありましたけれども、まず、教育委員会の職員となると、事務局はもちろん、出先の教育機関にも職員が大勢いるわけですけれども、この人材育成方針の2ページ目ですかね、対象者は教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関等の全ての職員としますという形で、米印で下に列記されているわけなのですが、公民館には任期付短時間勤務職員が大勢いますが、その方たちも対象となるという理解でよろしいでしょうか。

兼杉教育総務室長 対象の職員についてでございますけれども、主な対象は正規職員ということにはなりますが、基本的には任期付職員も含めて全員が対象と考えております。

任期付職員や会計年度任用職員につきましては、雇用の期間の定めがあるというところで、人材育成という考えはなじまないような部分もあったり、あとは職責も異なったりするというのもございますけれども、目指す人材像や必要な資質・能力というものは基本的には共通するものと考えておりますので、任期付職員や会計年度任用職員も含め、対象としております。

白石委員 恐らく、学校の先生の中でもいろいろな経験、キャリアの方がいらっしゃるかと思うのですが、どのように周知していくかが大事だというお話がありましたように、やはりこれをつくって、それを私たちはこういうことを期待されているのだということを実感することが非常に大事だと思うのです。

社会教育施設の職員、民間委託の人も含め、いろいろな人がおりますし、例えば公民館では館長代理がいて、任期付の短時間勤務職員がいて、さらにスタッフとして、会計年度職員が、大勢の人がかかわっているのです。得てしてこういう方針等が出されたときに、私たちにはこれ、関係ないわよねという感覚を持ちがちなのですね。そういう意味の自覚の部分も含め、人材育成方針に則って、育てていく対象ではないかもしれませんが、こういうことはあなたたちにも求められるのですよということは、しっかり伝えていただきたいと思いますし、そういう機会をぜひ作っていただきたいなと思います。

書いてあることはどれも大事です。非常に大切なことばかりですので、それが、これは私たちのことではないわよね、とならないようにぜひ、お願いしたいと思います。

平岩委員 これは感想になると思うのですが、目指す教員像で「教育愛にあふれ社会の中で学び続ける教員」ということで、最初に掲げられていまして、これは割とイメージ的なものなので、それをキャリアステージにおける人材育成指標ということで具体化されたのは大変にいいと思います。

この使い方として、それぞれ皆さんが現在のところを知るのが大事なのですが、次のステップがこのように見えているというところが、成長に結びついていくのではないかなと思います。

それと、社会人としての基礎的資質・能力というのが、どれも一番頭にきているのですが、これは言ってみれば当たり前のことで、ただ、一番上に乗せなければいけないというところがちょっと残念というところも正直あります。

この社会人としての基礎的資質・能力のところは、キャリアステージを通してずっと、全部のところに書かれていますので、もしかしたら意外とこれをちょっと外に置いてしまうというか、見ないことになってしまうような気がしますので、常に意識していただきたいと思います。

感想でした。

鈴木教育長 ありがとうございます。

各委員からやはり周知、それから職員の認識についてご意見をいただきました。平岩委員から次のステップが見えているということが大事だよと。白石委員からは会計年度任用職員の方も含めて、市民から見たときには会計年度も、正規も関係ありませんので、そういう意味では教育委員会全体で、人材育成指標、あるいは方針、これを周知認識させる取組が必要なのかなというのは改めて感じました。

先ほど説明があったとおり、各教員はタブレットPCを持っているかもしれません。そこに掲載したかもしれません。ただ、職員がそれをちゃんと認識するかどうかという取組がより一層必要になるので、少しその辺の工夫も必要かなということを感じました。

それでは、よろしいでしょうか。採決に移りたいと思います。

はじめに、議案第8号「相模原市教育委員会人材育成方針の策定について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第8号は可決されました。

次に、議案第9号「相模原市教職員のライフステージにおける人材育成指標の変更について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第9号は可決されました。

次に、議案第10号「相模原市教員のライフステージにおける人材育成指標(公立幼稚園教諭)の変更について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第10号は可決されました。

ここで職員を入れ替えますので、暫時休憩いたします。

(休憩・10:05～10:09)

#### 相模原市立中学校部活動指針の改訂について

鈴木教育長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程4、議案第11号、「相模原市立中学校部活動指針の改訂について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第11号につきましてご説明申し上げます。

本議案は、教職員の働き方改革を推進し、及び知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むための活動の日数及び活動時間の改訂その他所要の改正をいたしたく、提案するものでございます。

議案別紙、相模原市立中学校部活動指針の7ページ、8ページ、あわせて参考資料をご覧ください。参考資料にてご説明申し上げます。

1、改訂の趣旨でございます。教職員の働き方改革の推進を図るとともに、多様化する

社会の中で、生徒が様々な活動に取り組む時間を確保し、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むため活動日数及び活動時間を改定するものでございます。

2、主な改訂内容についてでございます。(1)活動日数につきましては、学期中の活動日数について、週5日(平日4日、休日1日)以内としているものを、週4日(平日3日、休日1日)以内に、夏季休業期間中について、大会に出場する日数を除き、17日以内としているものを、県、関東、全国大会に出場する日数を除き16日以内に、冬季休業期間中及び学年末休業・学年始休業期間中について、現行では示されていないものをそれぞれ5日以内、6日以内と改訂するものでございます。

(2)活動時間につきましては、始業前の朝練習について現行では示されていないものを学期中は原則行わないと改訂するものでございます。

なお、生徒、保護者に対しましては、3月初旬に改訂内容を記載したチラシの配付を行い、周知する予定でございます。

以上、議案第11号についてご説明申し上げました。よろしくご検討くださいますようお願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 恐らく、学校現場の意見を集約しながらここまで至ったのかと思いますが、その辺の経緯であるとか、声であるとかというのを教えていただけたらと思います。

松本学校教育課長 部活動指針の改訂につきましては、昨年の10月28日に中学校長会代表、中学校体育連盟の会長、スポーツ協会及び市のPTAの方の代表から構成されます部活動指針改訂検討委員会を開催いたしまして、この部活動改訂指針の内容について協議をしたところでございます。

また、11月26日に学校教育推進協議会で、中学校長会長のほか、小学校長会長、小中学校校長会代表等にもご説明申し上げているところでございます。

また、12月には中学校校長会でも改訂内容について説明したということで、説明するだけでなく、意見も伺いながら改訂を進めて、準備を進めてきたところでございます。

鈴木教育長 主な意見としては、どういう意見が。

松本学校教育課長 内容につきましては、活動日数を週5日から週4日に減らすという形で予定をしております。また、朝練習のところについては行わないという形で、今度、明

示をさせていただいているところで、現状、緊急事態宣言下の対応というところで週3日の対応をしているのですけれども、そういった部活動の現状も踏まえながら、今後の令和4年度以降の部活動の活動日数、活動時間について定めさせていただいているというところでございます。

細川学校教育部長 補足になりますが、この間、市内の中学校の教員を対象としましたアンケートも取っております。その中では、まず、これは教員の働き方改革の視点になるかと思うのですが、緊急事態ということも伴いまして、おのずと部活動の日数が減少していたわけなのですが、そのことから、具体的な数字は今手元にないのですが、教員の超過勤務時間がかなり縮減しております。

その余暇をどのような形に使っているかというところで、地域貢献をしたりですとか、ご家族との時間に使われたり、自主的な研究に使われたり、そのようなご意見がございました。

そうしたものを踏まえた中で、先ほど学校教育課長が説明をさせていただきました、校長会ですとか、学校教育推進協議会を経てきているわけなのですが、一方では、部活動が少なくなって残念だというような声も生徒から、または保護者から委員会の方に、または学校の方に届いていることもございました。

ただ、それよりも子どもたちの状況といたしましては、週明けのところで少し疲労が蓄積していたものが学業の方にも時間が割けるようになったとか、ご家族と過ごす時間が増えたとか、そういうようなお声をいただきました。

そういうものを踏まえまして、まずは、これからの部活動は量よりも質だろうと。1時間、1時間の練習をいかに集中して、または専門的な技術指導をしていくか、そういうところにシフトを変えていくことも必要であろうと。そのような中で総合的に今回の指針の改訂ということになりました。

なお、朝練習につきましては、現状この指針を改訂する以前でも、やはり負担が大きいということもございまして、自主的に朝練習をもうやっていない、そういった学校もあったわけなのですが、そういった学校からも子どもたちが朝、疲れなく過ごすことができるというような、前向きな意見をたくさんいただいておりますので、総合的に判断させていただきました。

小泉教育長職務代理者 これによって、部活動の例えばサッカー部だとか何とか、その部自体が減るということは定めてはないということですよ。

松本学校教育課長 基本的に部自体を減らすとか、そういったものではないのですけれども、ただ、学校の実情に応じた形で部活動の設定をお願いしたいという形で、指針の方にお示しさせていただいているところでございます。

小泉教育長職務代理者 部活はやはり特に子どもたちにとって、ある意味活躍の場でもあるし、ここにもありますけど、知・徳・体のバランスの取れた生きる力、人間関係作りというものもありますので、大いに期待するところですが、しかし裏側として、いろいろな制約があったりということですので、先ほど学校教育部長がおっしゃっていたように質の向上という意味でも事務局として、指導者の力量発表みたいなことも含めて包括的によりよい方向にもって行っていただけたらいいなと考えています。

平岩委員 先ほど、先生方の働き方改革というところから余暇の時間を有意義に過ごしていらっしゃるということを伺いました。子どもたちにとっても部活以外のところで有意義に過ごしてほしいと思います。

ただ、現状としてスマートフォンとか、ゲームとか、そういったものを使っている時間が大変長いという報告を今まで受けています。ですので、その部活がない時間の過ごし方に対する指導というものも、並行してお願いしたいと思います。

松本学校教育課長 部活動とは直接の関係はないかもしれませんが、放課後の過ごし方について、本市の子どもたちはスクリーンタイムが長いということは承知しているところですので、その生活習慣を改めるような形での、生活習慣改善講座というものを本市で行っている状況ですけれども、引き続き、これは親御さんの協力も大事かなと思っていますので、そういったところの啓発を行っていきたいということ、また、子どもたちは実際、家庭学習の時間が少ないという傾向もございますので、自学自習をするような習慣づけという啓発活動を行っていきたいと考えているところでございます。

白石委員 私も中学時代の部活の思い出は非常に大きな意義を、位置を占めていて、そういう経験をしている大人の方は多分、大勢いるのではないのかと思うのですけれども、うちの子どもなども入学と同時にコロナで、入った当時から部活はこんなものなのだなと。要は部活動が縮小していて、多分、自覚としては授業の一部みたい、部活をやっているという実感が多分、ほとんどないのだろうなと見て、感じています。

結局、部活が少なくなってその分、何をやっているかといったら、今お話がありましたようにゲームをやる時間が増えただけで、このまま終わってしまうと結局、部活は自分の人生の中で何か、勝っても負けても、いい結果が出ても、出なくても、何かやったなとい



う、残るものだと思うのですけどね。それが何か失われてしまう方向になると、ちょっとそれでいいのかなと。

先生の働き方改革の中で、部活に顧問の先生が携わることによって、ほかのいろいろな負担が増えてしまうということについては、そのとおりだと思いますし、先生の負担を減らすというのは、いいと思っているのですね。

ただ、それが子どもたちの活動・体験をさせる機会が減ってしまうということの方向に向いてしまうと、ちょっと本末転倒になってしまうので、この中にも入っていますけれども、部活動も指導者についてということで、いわゆる顧問の先生も、それぞれいろいろな部活がありますが、自分が経験をしたことない部活の指導をしなくてはならないということも多々あって、それは非常に辛いのだと思うのです。逆にいうと外部指導者の活用とありますけれども、地域の中で、それぞれいろいろな経験をされている方が大勢いらっしゃると思います。そういう方をもっと積極的に活用して、子どもたちを指導するというか、子どもたちが活動できる場面をつくってあげるということは大切なのではないのかなと思います。

文部科学省の方でも、この後、部活を土日は地域でという話もありますけれども、そういう中でも、どこでやるのと言った場合に、場所としては多分、学校のグラウンドなり、体育館しかないのだと思うのですね。

だからそういうふうに、平日の部活動についても、地域の外部の指導者をもっと受け入れてやっていくような姿勢も必要かなと思いますし、まだまだ今はちょっと、どちらかというと変な人に入って来られては困るという学校の抵抗感みたいなものもあるのだと思うのです。その辺は先生の負担軽減とともに、そのバランス、あり方というのでしょうか。部活動のあり方を先生中心でなくて、子どもたち本位で考えていただきたいなと思います。

細川学校教育部長 今、委員からいただいたお話はとても大切なことだと私どもも考えております。

子どもたち、その生活というか考え方も随分多様化してきたと感じるのがここ最近のことです。部活動を本当に生活の柱と考えて、とにかくとことん、やっていきたい子、または趣味程度にやっていきたい子、保護者の方も含めまして随分、部活動に関する考え方が変わってきたのだということを実感しています。

一方では、委員がおっしゃったように地域の中には子どもたちにいろいろなことについ

て携わっていきたい、教えていきたいというような方々もいらっしゃいますので、今、学校教育課でいろいろな方々にご意見を聴きながら部活動改革に、地域移行に向けて取り組んでいるところなのですが、様々課題がある中で、どうした方向が一番いいのだろうか、それは何よりも児童生徒のために、そして地域の方、そして教員のために、誰にとってもよりよい部活動の在り方についてしっかりと考えてまいりたいと思います。

どうもありがとうございました。

鈴木教育長 それでは、これより採決を行います。

議案第11号、「相模原市立中学校部活動指針の改訂について」を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第11号は可決されました。

相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則について

鈴木教育長 次に日程5、議案第12号、「相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」及び日程6、議案第13号、「相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則について」はそれぞれ関連がありますので、事務局から一括して提案説明を行い、審議した後に個別に採決を行います。事務局より説明をいたします。

兼杉教育総務室長 それでは、議案第12号及び議案第13号について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、教育委員会事務局の組織及び分掌事務に係る規定と担当部長の職の設置に伴う規定を改正いたしたく、提案するものでございます。

議案第12号及び議案第13号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1の目的でございますが、直面する様々な教育課題に加え、災害や感染症拡大等これまで経験のない課題が発生している中、これらに対して迅速かつ的確に対応していくとともに、集中的に取り組む必要のある中学校給食のあり方の検討及び学校規模の適正化を進めていくため、教育環境部・学校教育部の組織改編を行い、組織の機能強化を図るものでございます。

主な組織改編にございますとおり、教育環境部と学校教育部の統合、学校給食・規模適

正課担当部長の設置、学校給食課の新設が主なものでございます。

2の機構図でございますが、別紙令和4年度行政機構図の4ページをご覧ください。

網掛けが今回の改編で変更のあった組織でございます。

議案第12号及び議案第13号関係資料にお戻りください。

3の改正する規則でございますが、(1)の相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則につきましては、第3条に教育環境部と学校教育部の統合、学校給食課の局付け設置について規定するとともに、第4条に分掌事務を規定するものでございます。

(2)の相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則につきましては、担当部長を設置するため、第3条第3項に委員会は、教育局及び必要と認める部に担当部長を置くことができる。第4項に担当部長は、上司の命を受け、教育局又は部の事務のうち委員会が指示する特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督すると規定するものでございます。

(3)相模原市情報公開条例施行規則及び(4)相模原市個人情報保護条例施行規則につきましては、第4条、部長の専決事項に、担当部長の規定を追加するものでございます。

施行期日でございますが、令和4年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第12号及び議案第13号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 この組織改編によって、教育委員会事務局のいわゆる職員定数とか、その辺に変わりは出てくるのでしょうか。

兼杉教育総務室長 学校給食課ができますことから、その部分について職員数、定数が増となります。

白石委員 そうしますと、減員になることはないという理解でよろしいでしょうか。

境教育総務室統括副主幹 今回の組織改編について、職員が減るところはございません。

一応形としては教育環境部長が廃止となるのですけれども、そこに新しく担当部長が設置されますので、減になる要素はございません。

白石委員 分かりました。

いわゆる学校教育部、生涯学習部も含めて、その変更はないという理解でよろしいでしょうか。

兼杉教育総務室長 そのとおりでございます。

鈴木教育長 教育委員会でも定数の変更はないのですが、先ほど説明があったとおり学校給食課を設置しまして、その業務は今、学校保健課で担っているのですが、ご承知のとおり、学校給食もやりつつ、コロナ対応をするのに職員が土日も含めて出勤をしている、そこをちょっと切り分けたいと。それが1つ。

それと本市が進めてきた学校、こうやって人口急増に合わせて設置してきましたが、少子高齢化が進んできて、さて学校の規模の適正化というか子どもたちの教育環境にとってどうなのだろうというときに、地域を俯瞰したときに今まで人口急増でつくってきた学区がまちまちになっていて、小学校も中学校も学区がきれいに整理されていない。公民館区ともずれてしまっている。そういうところを全市的に今後の人口推計、児童推計を踏まえながら検討していく必要があるだろうということで、担当部長というものを考えたというところです。

小泉教育長職務代理者 感想になってしまうのですが、以前に経験もあるということで、学校教育部というところでいきますと、学校現場、教育を司る的なところと、あとは保健であるとか、施設であるというところであれば、それを束ねる人材というのは相当マルチな人が必要だなという感じ、私には絶対務まらないなという感想です。

白石委員 ここで聞いてもいい話が分からないですけど、今、コロナで保健所の方に非常にたくさん職員も動員というか行っていて、実質、いわゆる欠員状態になっている各課が結構あるのだと思うのです。

この状況、見通しというか、今の状況はまだ変わらないのでしょうか。

鈴木学校保健課長 今、保健所の方で疫学調査というのが今、ちょっと人手がかかる関係で、そこには動員が非常にたくさん必要になっているのが1点。それから、ワクチン接種の関係で動員が非常に多くなっているという状況でございます。これは教育委員会に関わらず全庁的な話でございます。

そうした中では、ワクチン接種については今後も引き続き、3回目、あるいは3月9日から5歳から11歳の新たな接種も始まってまいります。そういった意味では、ワクチン接種に関する動員は引き続きなのかなとは想定をしております。

もう1つ疫学調査につきましては、もともとは全年齢を対象に、全ての方に対して保健所が疫学調査をやってきたところでございますけれども、先月から6歳から49歳までの疫学調査を省略するという形をとりまして、重篤化のリスクがあるような基礎疾患がある方は引き続きやっているのですけれども、つい先頃からは今度2歳から64歳までの方につ

いても、健康な方については疫学調査を省略するという形をとってございまして、疫学調査の対象件数そのものを県全体として大分減らしております。

そうしたことから、その動員も疫学調査については少し落ち着いてくるのかなという状況でございます。

白石委員 これは教育委員会だけの話ではないので、いかんともしがたい部分もあるのですけれども、今年度は生涯学習部長もずっと1年間不在のままになってしまいましたし、やっぱり残された職員というか、限られた職員でやるしかないのですけれども、その中で負荷も結構、じわじわと来ているのかなと感じています。

なので、取りあえずの応援だけで、またすぐ戻ってくるようなものであればいいのですけれども、それがあまりにも長く続くようであると、もっと職員を増やすとか、そういうことも考えていかないといけないと思いますし、そういう声も上げていく必要があるのかなと思ひまして、そういうことも視野に入れて、やらないと全てが回らなくなってしまうのかなという気がしますのでお願いいたします。

鈴木教育長 ありがとうございます。

白石委員がおっしゃっている話は本当にそうだと思うのですが、ただ今、喫緊にやはり市民の安全を守っていくということで限られた人材をどこに使うか。この2年間経済対策もやります、それからコロナ対応で保健所の業務というのは非常に逼迫して、それは全庁を上げて応援を出しましょうと。報道で言われているとおり、保健所の業務がパンクしている中で、連日100人ぐらいの応援職員を出しているのですが、教育委員会はどうかというと、教育委員会の事務局の中で応援体制を組んで、土曜日も日曜日も今、保護者とか学校からの報告ですとか、あるいは保護者からの相談、うちの子が陽性になったのだけどうするのかというのを受けている状態で、かなりきついのは正直きつい状態です。

ただ、これがいつ終わるかというのが全然まだ見えませんので、オミクロンが終わった後、またBA.2だか、感染力がより強いものが市中で広がっているという話もあって、その時、その時適宜対応しなくてはいけないのですが、委員がおっしゃっているように、本当にこの我々、公務員というか現行の体制でできなければ新たに定数増の要求をしなければならぬというときがあるかもしれません。ただ、収まるのかどうかというのがまだ見えないので、その辺については慎重に検討する必要があるかなというところでございます。ありがとうございました。

それでは、これより採決を行います。

はじめに、議案第12号、「相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第12号は可決されました。

次に、議案第13号、「相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第13号は可決されました。

相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則及び相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について

鈴木教育長 次に日程7、議案第14号、「相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則及び相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

兼杉教育総務室長 では、議案第14号につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては、非常勤歯科衛生士の職の設置に伴う規定の追加をいたしたく、提案するものでございます。

議案第14号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1の改正内容につきましては、非常勤歯科衛生士を会計年度任用短時間勤務職員として職を設置するとともに、報酬について規定するものでございます。

主な職務内容は学校歯科巡回指導業務で、1時間あたりの報酬額を1,274円とするものでございます。この報酬額は、市長部局で既に設置されている非常勤歯科衛生士の報酬額と同額でございます。

2の設置理由でございますが、これまで学校歯科巡回指導業務に係る非常勤歯科衛生士の任用、予算管理等につきましては市長部局において行っておりましたが、令和4年度より教育委員会の学校保健課で当該業務を所掌するため、職を設置するものでございます。

施行期日でございますが、令和4年4月1日とするものでございます。

以上で議案第14号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 この人数といえますか、規模、またそういう人材は確保されているのか、その辺はいかがでしょうか。

鈴木学校保健課長 こちらの業務そのものは、以前から市長部局の方で任用していただいて、実際は学校の教育現場で活動していただくという人材です。もともといらっしやいまして、例年10名程度採用させていただいているところがございます。来年度につきましても問題なく採用可能かと考えてございます。

鈴木教育長 それでは、これより採決を行います。

議案第14号、「相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則及び相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第13号は可決されました。

ここで、前回の定例会後の私の活動状況についてご報告いたします。

2月2日、小学校教育研究会の中央研究大会、相模原大会でご挨拶をさせていただきました。

2月5日、相模原市公民館のつどい、これは各委員もオンラインで視聴していただきましたが、そこに参加させていただきました。

2月7日、月曜日、市長面会で市内小学生、嘉手納杏果さんという方が、感染症の対策物品、テリッパというのを1,000個市の方に寄贈いただけるということで、市長とともに面会をさせていただきました。これにつきましては、マスクをいろいろなところにクリップみたいに止めることができるということで、嘉手納さんとお話したときには、小学校で習った磁石の原理を使って困っていることを解決したいということで、企業と連携してそれをつくって、市の方ではこども食堂に配布をするという予定です。

2月の20日、市PTA大会、小泉教育長職務代理者、白石委員もオンラインで視聴していただきましたが、出席させていただきました。

そのほか、市議会とか学校周りをさせていただいています。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。次回は、3月29日、火曜日、午後2時30分から第3委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の会議は3月29日、火曜日、午後2時30分からの開催予定といたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会

午前10時45分 閉会